三格又軽 十出は油 キ力小を ロが型燃 ワ七特料 ッ十殊と ト五自す 未キ動る 満ロ車大 のワで型 もッあ特 のトつ殊 以て自 上、動 百定車	た乗よ機○Ｔ和○Ｃと量ＲつＲ定で平は八 値じる状・Ｃを・に冷にＴて、Ｃび冷Ｒ並ＣＤ のた仕態九に暖一よ機○Ｃ、に暖Ｍ１ド 平値事でをよ状乗排態測態に暖るる 均と量の乗る状排態九よ機よ機Ｔびにによ 値のにＮじ仕でたガの乗排態測測 和○ＲたＮ事の値スＮじ出で定で機測測 で・Ｔ値量Ｎと量Ｒたガのでのる状定定 除一Ｃと冷Ｎと量Ｒたガのでのる状定定 しをに冷にＲのにＴ値スＮあＮ測態の又	ムたー りキロワ ○・ッ ○ニト グ時 ラ当
百格又軽 六出は油 十力小を キ分型燃 ロ百特料 ワ三殊と ッ十自す トキ動る 未ロ車大 満ワで型 のッあ特 もトつ殊 の以て自 上、動 五定車	た乗よ機○Ｔ和○Ｃと量ＲつＲ定で平は八 値じる状・Ｃを・に冷にＴて、Ｃび冷Ｒ並ＣＤ のた仕態九に暖一よ機○Ｃ、に暖Ｍ１ド 平値事でをよ状乗排態測態に暖るる 均と量の乗る状排態九よ機よ機Ｔびにによ 値のにＮじ仕でたガの乗排態測測 和○ＲたＮ事の値スＮじ出で定で機測測 で・Ｔ値量Ｎと量Ｒたガのでのる状定定 除一Ｃと冷Ｎと量Ｒたガのでのる状定定 しをに冷にＲのにＴ値スＮあＮ測態の又	ムたー りキロワ ○・ッ ○ニト グ時 ラ当

附　則

この告示は、平成二十八年四月二十一日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第８６号

大阪府泉大津市旭町18番２－1501号

債務者　小泉　滋之（旧姓小澤）

1　決定年月日時　平成28年４月６日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　山下　英久

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月20日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２５号

佐賀市諸富町大字寺井津496番地２、前住所
佐賀市川副町大字早津江津438番地１

債務者　よこお電化サービスこと　横尾　憲介

1　決定年月日時　平成28年４月７日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中村　健一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月９日午後３時

5　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６４号

佐賀市高木瀬西５丁目13番15号　杉谷コーポ２－２

債務者　大森　　猛

1　決定年月日時　平成28年４月４日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小畑雄一郎

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月９日午前11時

5　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８２号

大分県別府市大字南立石2139番地の３　ロフティ別府南立石壱番館1303号

債務者　井上　翔太

1　決定年月日時　平成28年４月８日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　須賀　陽二

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月19日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１６０号

大阪府泉佐野市上瓦屋796番地の１（103）

債務者　後藤　輝成

1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　唐﨑　浩司

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月11日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第９３号

大阪府阪南市桃の木台４丁目６番地の22

債務者　北村　圭一

1　決定年月日時　平成28年４月７日午後１時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　藤田　隼輝

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月23日午前10時25分

5　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６０１号

横浜市瀬谷区瀬谷４丁目17番地14　タウンコートＡ101

債務者　渡邉　満輝

1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　安藤　圭輔

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月14日午後１時10分

5　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部